

道有林野への狩猟入林に際しての注意事項等

【釧路総合振興局森林室】

釧路総合振興局森林室が所管する釧路管理区への狩猟入林に当たっては、「道有林野への狩猟入林に際しての注意事項等」のほか、次の事項について注意してください。

1 狩猟区域図について

- ・道有林釧路管理区でのエゾシカの可猟期間は次のとおり。
（厚岸地区） 令和5年10月1日から令和6年3月31日まで
（浜中・別海地区） 令和5年10月21日から令和6年1月31日まで
- ・令和5年度（2023年度）は、道有林及び国有林に共通の銃猟立入禁止区域図（WEBマップ）を公開しています。
- ・WEBマップにより必要な区域を印刷し携行するか、スマートフォン等で閲覧するようお願いします（スマートフォン等のGPS機能で現在位置を標示できます。）。
- ・WEBマップは、携帯電話の通信圏外でも、あらかじめダウンロードを行うことで現在位置の標示が可能です。
- ・WEBマップは北海道森林管理局ホームページのほか、道有林課及び各森林室のホームページからリンクし、閲覧・印刷できます。

（URL） <https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/nyurin/attach/jyuukinnzu.html>

銃猟立入禁止区域図のQRコード ⇒



2 エゾシカ残滓やゴミの適正な処理について

- ・例年、狩猟期間中に、エゾシカ残滓が放置されていたり、弁当等のゴミが散乱している箇所があります。
残滓やゴミの放置は、ヒグマ等を引き寄せる原因にもなりますので、必ず回収してください。
- ・林内は職員等が巡視しています。残滓の放置、銃猟立入禁止区域内での銃猟行為など、法令違反等を発見した場合は、狩猟入林証を返納していただきます。また、以後の道有林への入林を認めません。

3 表示した以外の区域での作業について

- ・狩猟区域図で規制した区域以外にも、急な事業や森林調査のために事業者や森林室職員が入林する場合があります。林道入口や現場周辺に看板やのぼりに表示していますので、表示がある場所では絶対に狩猟は行わないでください。